

## 広島地方最低賃金審議会にて

# 広島県特定（産業別）最低賃金 【時間額 45 円～50 円引上答申】



令和6年12月23日に開催された広島地方最低賃金審議会にて、広島労働局長に答申を手交する会長

広島地方最低賃金審議会（会長 おかだ ゆきまさ 岡田 行正）は、広島労働局長（おぬま こうじ 小沼 宏治）から、「改正決定」の諮問を受けた「特定（産業別）最低賃金」について、調査審議を重ねた結果、本日、3種類の「特定（産業別）最低賃金」の最低賃金額を別表のとおり改定することが適当である旨を広島労働局長に答申しました。

本日の答申は、改定前の最低賃金額から、それぞれ45円から50円を引き上げる内容となっています。広島地方最低賃金審議会は、本年度7種類の「特定（産業別）最低賃金」について諮問を受けており、本日の答申により、諮問を受けた全ての「特定（産業別）最低賃金」の答申が取りまとめられました。

広島労働局長は、本日の答申を受け、異議申出（期限は令和7年1月7日）に関する手続、審議等を経て、改正決定することとしており、発効日は、令和7年2月21日を予定しています。

## 令和6年度広島県特定（産業別）最低賃金答申等の状況

令和6年12月23日答申分

件名	改定前の 最低賃金額 (時間額)	答申された 最低賃金額 (時間額)	引上額	引上率
広島県建設用・建築用金属製品、 その他の金属製品製造業最低賃金	1,002円	1052 円	50 円	4.99%
広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業 最低賃金	1,030円	1080 円	50 円	4.85%
広島県自動車小売業最低賃金	993円	1038 円	45 円	4.53%

〈参考〉令和6年10月30日答申、令和6年12月31日発効分

広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、 可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金	1,064円	1114 円	50 円	4.70%
広島県はん用機械器具、 生産用機械器具、業務用機械器具製造業 最低賃金	1,020円	1070 円	50 円	4.90%
広島県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金	995円	1045 円	50 円	5.03%
広島県自動車・同附属品製造業最低賃金	998円	1048 円	50 円	5.01%